

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	東京都母子及び父子福祉資金貸付事務等における償還金の口座振替収納事務の委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子育て支援課）

件名 東京都母子及び父子福祉資金貸付事務等における償還金の口座振替収納

事務の委託について

保有課(担当課)	子育て支援課
登録業務の名称	東京都母子及び父子福祉資金貸付事務、新宿区女性福祉資金貸付事務、新宿区母子福祉応急小口資金貸付事務
委託先	(株)みずほ銀行 【プライバシーマーク及びISO27001を取得】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【母子及び父子福祉資金等の借受人並びに当該借受人の連帯借受人、連帯保証人及び後見人に係る情報項目】 引落銀行名、引落銀行コード、引落支店名、引落支店コード、預金科目、口座番号、預金者名、貸付資金番号、引落金額
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	1 金融取引の専門知識と技術を持つ民間業者に委託することにより、利便性の向上及び事務処理の効率化を図る。 2 地方自治法施行令の規定により、区市町村は、いずれかの金融機関を指定して、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができるとされている。新宿区は、指定金融機関として(株)みずほ銀行を指定しているため、委託先として選定する。なお、「新宿区公金取扱金融機関の公金の収納及び支払に関する事務取扱要領」において、個人情報保護の適正な管理について明記している。
委託の内容	貸付資金の償還を口座振替により収納するため、指定金融機関(株)みずほ銀行を取りまとめ金融機関として引落しデータを提供し、引落し結果データの作成を委託する。
委託の開始時期及び期限	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 区が提供する情報(引落しデータ)及び委託先から提供された情報(引落し結果データ)は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 区が提供した情報(引落しデータ)及び委託先から提供された情報(引落し結果データ)を格納した電磁的媒体の授受は、施錠できる金属製のトランクにより、手渡しにより行う。 4 区職員は、必要に応じ、管理状況を確認するため、立入検査する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 委託先が提供する情報(引落し結果データ)及び区から提供された情報(引落しデータ)は、施錠できる金庫(キャビネット)への保管を義務付ける。 3 区から提供された情報(引落しデータ)及び委託先が提供する情報(引落し結果データ)を格納した電磁的媒体の授受は、施錠できる金属製のトランクにより、手渡しにより行わせる。 4 業務終了後、区から提供された情報(引落しデータ)は、委託先が提供する情報(引落し結果データ)を加えた上で、速やかに区に返却させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、

甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。